

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年11月11日
【四半期会計期間】 第116期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】 株式会社栗本鐵工所
【英訳名】 Kurimoto,Ltd.
【代表者の役職氏名】 取締役社長 福井 秀明
【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江一丁目12番19号
【電話番号】 大阪6538局7724
【事務連絡者氏名】 執行役員 総合企画室長 小島 眞也
【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋四丁目1番9号

（株式会社 栗本鐵工所 東京支社）
【電話番号】 東京3436局8001
【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤 容啓
【縦覧に供する場所】 株式会社栗本鐵工所東京支社

（東京都港区新橋四丁目1番9号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第115期 第2四半期 連結累計期間	第116期 第2四半期 連結累計期間	第115期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	42,692	42,462	94,973
経常利益(百万円)	236	582	2,732
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (百万円)	73	442	1,478
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	1,599	522	579
純資産額(百万円)	38,112	39,502	40,291
総資産額(百万円)	122,173	120,120	123,849
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金額()(円)	0.56	3.35	11.18
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利 益金額(円)			
自己資本比率(%)	31.0	32.7	32.3
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,833	3,273	8,480
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	127	833	130
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,002	2,232	6,764
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	15,471	16,777	16,600

回次	第115期 第2四半期 連結会計期間	第116期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	1.54	8.52

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 第115期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
4. 第115期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失を計上しており、また、潜在株式がないため記載していない。
5. 第116期第2四半期連結累計期間及び第115期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済の状況は、東日本大震災の発生による停滞状況からサプライチェーンの復旧に伴い持ち直しの動きが続いている。しかし、電力供給の制限、国内産業の海外移転、欧州諸国の財政・金融危機による円高の進行など、依然として不透明な状況で推移した。

このような状況の中で、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績は、鉄管部門で耐震管の出荷が上向いたこと、機械部門で粉体機器、鍛圧機の売上高が増加したが、厳しい業界環境下で建材部門、素形材部門他で需要が減少したことにより、売上高は前第2四半期連結累計期間比230百万円減収の42,462百万円となった。

利益面では原材料の上昇が続いたものの、原価改善をはじめ、管理販売費の削減につとめたことなどにより、営業利益は981百万円(前第2四半期連結累計期間比264百万円増益)、経常利益は582百万円(前第2四半期連結累計期間比345百万円増益)となった。また、四半期純利益は、特別利益として有価証券の売却益、特別損失として有価証券の評価損を計上したことにより442百万円(前第2四半期連結累計期間比516百万円増益)となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

「パイプシステム事業」は、売上高については、鉄管部門において東日本大震災の被災地区における発注が低調であったものの、首都圏や中京地域他で第3四半期以降出荷予定物件の前倒しなどにより売上を伸ばしたが、機種の新規導入を行ったバルブ部門の売上が減少した。これらにより、前第2四半期連結累計期間比111百万円減収の24,290百万円となった。

営業利益については、バルブ部門において収益改善が実施されたものの、鉄管部門で付加価値の高い粉体塗装管の出荷が伸びなかったこと、主原料を中心とした材料高の影響により、前第2四半期連結累計期間比134百万円減益の517百万円となった。

「機械システム事業」は、売上高については、機械部門において、海外向けの鍛圧機ならびに大型粉体機器およびこれらのメンテナンス関連の増加により売上を伸ばしたが、素形材部門において鋳物、破碎製品などで売上が減少した。これらにより、前第2四半期連結累計期間比98百万円減収の9,568百万円となった。

営業利益については、低粗利物件が減少し、利益率の高い個別物件や採算性に優れたメンテナンス物件およびこれらの原価改善などにより、前第2四半期連結累計期間比616百万円増益の452百万円となった。

「産業建設資材事業」は、売上高については、建材部門において、東京地区の大型オフィスビル建設が本格化したこと、昨年度後半からのマンション着工件数の増加に伴う出荷増などにより、空調、建築製品は増加したものの、消音製品の出荷は減少したことにより減収となった。また、化成品部門においても、東日本大震災の影響により、農水分野、電力分野のいずれも発注量が減少しており、これらから前第2四半期連結累計期間比19百万円減収の8,603百万円となった。

営業利益については、亜鉛鉄板、樹脂関係原料を中心に原材料高となったが、コストダウンに注力した結果、前第2四半期連結累計期間比11百万円増益の60百万円となった。

(2)財政状態の分析

当第2四半期連結累計期間期末の総資産は、現金及び預金、商品及び製品、仕掛品などが増加した反面、受取手形及び売掛金、投資有価証券などの減少により、前連結会計年度末比3,729百万円減少の120,120百万円(前年同四半期122,173百万円)となった。

一方、負債においては、支払手形及び買掛金、短期借入金、長期借入金などの減少により、前連結会計年度末比2,940百万円減少の80,617百万円(前年同四半期84,061百万円)となった。

純資産においては、その他有価証券評価差額金などの減少により、前連結会計年度末比788百万円減少の39,502百万円(前年同四半期38,112百万円)となった。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前第2四半期連結累計期間より1,306百万円増加の16,777百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は3,273百万円（前年同四半期は3,833百万円の増加）となった。資金増加の主な要因は、税金等調整前四半期純利益450百万円、減価償却費1,128百万円、売上債権の減少5,029百万円である。一方、資金減少の主な要因は、たな卸資産の増加1,800百万円、仕入債務の減少1,327百万円である。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は833百万円（前年同四半期は127百万円の減少）となった。資金減少の主な要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出678百万円である。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は2,232百万円（前年同四半期は3,002百万円の減少）となった。資金減少の主な要因は、短期借入金の減少1,015百万円、長期借入金の返済による支出919百万円、配当金の支払263百万円である。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

（株式会社の支配に関する基本方針について）

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、同年6月27日開催の第112回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為への対応策」の導入の承認決議を受けている。

平成23年5月23日開催の取締役会において基本方針を改定し、同年6月29日開催の第115回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為への対応策」を一部修正のうえ、継続することの承認決議を受けた。

1．基本方針の概要

当社は、当社株式の譲渡は自由であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす当社株式の買付行為等に応じるか否かについては、株主全体の自由な意思に基づき決定されるべきものと考えている。

しかし、当社株式の買付行為等の一部には、その内容について検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が企業価値・株主共同の利益に照らして不十分であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定される。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、かかる買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えている。

2．基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進している。

（1）企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来、お客様満足第一のモノづくりを徹して、社会インフラ整備・ライフラインの拡充に貢献してきた。今後もトータル・クオリティ・サービスでお客様の信頼を得ることで持続的成長を目指すことを「経営基本方針」としている。

この「経営基本方針」を遂行するために、コア技術を基盤としたイノベーションに注力するとともに、「投資と将来性」、「収益創出事業と新規戦略事業」等のバランスを計り、市場・顧客ニーズに対して最適システムを提供していく。これに加え、社会貢献活動・コンプライアンス活動等にも引き続き積極的に取り組んでいく。

（2）企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実施策」について

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施している。

経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役会のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っている。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の管理・監督機能を相対的に強化している。また、経営監査機関として、監査役会を設置し、監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っている。

内部統制システム

内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めている。

3. 当社株式等の大規模買付行為への対応策（本プラン）の概要

(1) 本プランの対象

議決権割合で20%以上となる当社株式等の取得を目的とする大規模買付行為を対象とし、大規模買付行為について一定のルール（大規模買付ルール）を定めている。

(2) 大規模買付ルール

大規模買付者は、当社取締役会に対し、事前に買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要なかつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものである。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において判断することになる。ただし、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当て等の対抗措置をとることがある。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置をとることがある。なお、大規模買付者がルールを順守したか否かの判断に際しては、大規模買付者側の事情についても考慮することとする。

独立委員会の設置

取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か又は企業価値・株主共同の利益を損なうか否かの判断を行う際、客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置する。独立委員は、社外取締役、社外監査役、社外有識者の中から選任する。

対抗措置の発動の手続

取締役会は、発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行う。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重する。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択する。

対抗措置発動の停止等について

取締役会が、対抗措置の発動が適切でないとは判断した場合には、独立委員会の勧告等を尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがある。

(4) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報を提供するためのものであり、企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えている。

対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適時・適切に開示する。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、経済的・法的に格別の損失を被るような事態は想定していない。

(5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成23年6月29日に開催された第115回定時株主総会の日から3年間（平成26年6月に開催予定の定時株主総会まで）とし、以降は3年ごとに定時株主総会の承認を経ることとする。

但し、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

(6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足している。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえている。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしている。

また、適時に情報開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

株主意思を尊重するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の第115回定時株主総会にて株主の皆様の承認を頂いたことから、株主の皆様の意向が反映されている。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された任期が1年間である取締役で構成される取締役会により廃止することができ、デッドハンド型買収防衛策ではなく、また、スローハンド型買収防衛策でもない。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、601百万円である。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	393,766,000
計	393,766,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	133,984,908	133,984,908		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		133,984,908		31,186,098		6,959,779

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1丁目2番3号	12,090	9.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,275	8.41
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	8,482	6.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,491	3.35
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	4,440	3.31
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,623	2.70
岩谷産業株式会社	大阪市中央区本町3丁目6番4号	2,898	2.16
シーピーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュウ ポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,778	2.07
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	2,720	2.03
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	2,368	1.76
計		55,168	41.17

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式11,275千株は、信託業務に係るものである。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数4,491千株は、信託業務に係るものである。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,771,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 131,903,000	131,903	
単元未満株式	普通株式 310,908		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908		
総株主の議決権		131,903	

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれている。
又、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれている。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江 一丁目12番19号	1,771,000		1,771,000	1.32
計		1,771,000		1,771,000	1.32

(注)当第2四半期会計期間末の自己株式数は、1,771,888株である。

2【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,627	17,005
受取手形及び売掛金	36,044	32,003
商品及び製品	7,756	8,256
仕掛品	4,930	6,316
原材料及び貯蔵品	2,061	1,976
その他	1,552	1,381
貸倒引当金	206	254
流動資産合計	68,767	66,685
固定資産		
有形固定資産		
土地	24,484	24,484
その他(純額)	17,076	16,719
有形固定資産合計	41,560	41,204
無形固定資産		
その他	376	313
無形固定資産合計	376	313
投資その他の資産		
投資有価証券	10,146	8,959
その他	4,068	3,716
貸倒引当金	1,071	758
投資その他の資産合計	13,144	11,917
固定資産合計	55,081	53,435
資産合計	123,849	120,120

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,410	21,265
短期借入金	29,407	28,392
1年内返済予定の長期借入金	18,714	18,089
未払法人税等	269	224
引当金	1,776	1,503
その他	4,628	4,858
流動負債合計	77,206	74,334
固定負債		
社債	44	33
長期借入金	1,108	813
退職給付引当金	3,348	3,651
その他の引当金	744	722
その他	1,106	1,062
固定負債合計	6,352	6,283
負債合計	83,558	80,617
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,186	31,186
資本剰余金	6,959	6,959
利益剰余金	2,218	2,397
自己株式	385	385
株主資本合計	39,979	40,157
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38	923
繰延ヘッジ損益	-	0
その他の包括利益累計額合計	38	923
少数株主持分	273	269
純資産合計	40,291	39,502
負債純資産合計	123,849	120,120

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	42,692	42,462
売上原価	32,773	32,522
売上総利益	9,918	9,940
販売費及び一般管理費	9,201	8,958
営業利益	716	981
営業外収益		
受取配当金	62	106
不動産賃貸料	71	70
その他	187	110
営業外収益合計	320	287
営業外費用		
支払利息	381	324
その他	419	362
営業外費用合計	800	686
経常利益	236	582
特別利益		
投資有価証券売却益	24	27
貸倒引当金戻入額	45	-
環境対策引当金戻入額	38	-
その他	8	-
特別利益合計	117	27
特別損失		
投資有価証券評価損	178	159
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	101	-
その他	58	0
特別損失合計	338	160
税金等調整前四半期純利益	15	450
法人税、住民税及び事業税	171	140
法人税等調整額	69	130
法人税等合計	102	10
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	86	440
少数株主損失()	12	2
四半期純利益又は四半期純損失()	73	442

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	86	440
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,512	962
繰延ヘッジ損益	0	0
その他の包括利益合計	1,512	962
四半期包括利益	1,599	522
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,586	519
少数株主に係る四半期包括利益	13	2

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	15	450
減価償却費	1,180	1,128
貸倒引当金の増減額(は減少)	40	264
受取利息及び受取配当金	70	112
支払利息	381	324
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	8	-
売上債権の増減額(は増加)	8,530	5,029
たな卸資産の増減額(は増加)	505	1,800
仕入債務の増減額(は減少)	4,332	1,327
退職給付引当金の増減額(は減少)	549	302
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	22	27
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	178	159
関係会社株式売却損益(は益)	14	-
有形及び無形固定資産除却損	19	16
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	101	-
その他	642	407
小計	4,348	3,470
利息及び配当金の受取額	175	203
利息の支払額	382	316
法人税等の支払額	308	83
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,833	3,273
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	0	200
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	3	5
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	68	69
有形及び無形固定資産の取得による支出	763	678
有形及び無形固定資産の売却による収入	656	29
関係会社の清算による収入	16	-
関係会社株式の取得による支出	50	-
関係会社株式の売却による収入	5	-
貸付けによる支出	-	5
貸付金の回収による収入	17	16
その他	75	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	127	833
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,645	1,015
長期借入れによる収入	500	-
長期借入金の返済による支出	825	919
社債の償還による支出	11	11
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	0	263
少数株主への配当金の支払額	2	1
リース債務の返済による支出	18	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,002	2,232
現金及び現金同等物に係る換算差額	122	30
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	580	177
現金及び現金同等物の期首残高	14,891	16,600
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,471	16,777

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
1 保証債務 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 400百万円	1 保証債務 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 360百万円
2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 2,265百万円 裏書譲渡高 31百万円	2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 2,884百万円 裏書譲渡高 153百万円
3 コミットメント等について 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結している。 当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りである。 当座貸越極度額 2,900百万円 コミットメントラインの総額 33,000百万円 タームローンの総額 18,000百万円 借入実行残高 46,717百万円 差引額 7,182百万円	3 コミットメント等について 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結している。 当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次の通りである。 当座貸越極度額 1,800百万円 コミットメントラインの総額 33,000百万円 タームローンの総額 17,500百万円 借入実行残高 44,992百万円 差引額 7,307百万円
4 財務制限条項等の付保 短期借入金のうち26,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち18,000百万円については、財務制限条項等が付されている。 (1)各決算期末日及び第2四半期連結会計期間末日において、貸借対照表(連結、単体いずれも)の純資産残高300億円以上に維持すること。 (2)平成21年3月期以降の各年度の決算期における損益計算書(連結、単体それぞれ)に示される営業損益を2期連続して損失とならないようにすること。	4 財務制限条項等の付保 短期借入金のうち26,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち17,500百万円については、財務制限条項等が付されている。 (1)各決算期末日及び第2四半期連結会計期間末日において、貸借対照表(連結、単体いずれも)の純資産残高300億円以上に維持すること。 (2)平成21年3月期以降の各年度の決算期における損益計算書(連結、単体それぞれ)に示される営業損益を2期連続して損失とならないようにすること。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
運送・荷造費	1,769百万円	1,791百万円
給与手当	2,231	2,143
退職給付引当金繰入額	375	392
賞与引当金繰入額	547	535
貸倒引当金繰入額	154	64

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び預金勘定	15,499百万円	17,005百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	27	227
現金及び現金同等物	15,471	16,777

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

配当金支払額

該当事項なし。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	264百万円	2円	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシス テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	24,402	9,667	8,622	42,692	-	42,692
セグメント間の内部売上高 又は振替高	47	0	321	370	370	-
計	24,449	9,667	8,944	43,062	370	42,692
セグメント利益又は セグメント損失()	652	163	48	537	179	716

注)1 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額179百万円には、セグメント間取引消去68百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額149百万円及び棚卸資産の調整額 38百万円が含まれている。

2 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシス テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	24,290	9,568	8,603	42,462	-	42,462
セグメント間の内部売上高 又は振替高	75	0	316	392	392	-
計	24,366	9,569	8,919	42,854	392	42,462
セグメント利益又は セグメント損失()	517	452	60	1,029	48	981

注)1 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 48百万円には、セグメント間取引消去27百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額 19百万円及び棚卸資産の調整額 55百万円が含まれている。

2 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

(金融商品関係)
記載すべき事項なし。

(有価証券関係)
記載すべき事項なし。

(デリバティブ取引関係)
記載すべき事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	0円56銭	3円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	73	442
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	73	442
普通株式の期中平均株式数(千株)	132,216	132,213

(注) 1. 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)
該当事項なし。

2【その他】

栗本建設工業株式会社(平成20年10月1日付の会社分割により、栗建サービス株式会社が本件訴訟を承継している。)および当社(以下「当社」という。)が、株式会社大林組より平成18年10月25日に提訴された神崎川倉庫跡地土壌汚染対策工事に係る損害賠償請求訴訟(請求金額:3,190百万円および遅延損害金)について、平成22年3月26日付で当社らに対して、金2,067百万円および遅延損害金を支払えという旨の一部認容の第一審判決が出された。当社らは、当社らの主張が受け入れられなかったことから、平成22年3月29日付で大阪高等裁判所に控訴した。

この度、大阪高等裁判所より、心証開示の上、強い職権和解勧告を受けたことを踏まえ、社内でその是非を検討した結果、和解勧告を受け入れることが当社らにとって合理的であるとの判断に至った。その結果、平成23年7月26日付で株式会社大林組と当社らとの間で和解が成立した。和解の概要は以下のとおりである。

第一審の仮執行宣言が付された一部認容判決を受け、新たな遅延損害金の発生を防ぐ目的で、当社が株式会社大林組に対して平成22年3月31日付で仮執行宣言に基づき仮払いした第一審判決の一部認容金額および遅延損害金の合計金2,461百万円を本件解決金とする。

株式会社大林組は、上記解決金以外の請求を放棄する。

なお、本件訴訟にかかる損失については、平成22年3月期において特別損失に計上し、かつ、平成22年3月31日付けで全額支払い済みである。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 馬場 泰徳 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 堀 亮三 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。